

ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

「教師の働き方改革」については、昨年5月に配信した教育長通信 No.3 でお伝えしましたが、昨年の通常国会で「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)等の一部が改正され、今年に入り施行されました。今回は施行を受けた教育委員会や学校の取り組みなどをお伝えします。

1. 学校と教師の業務の3分類

文部科学省では、学校や教師が担っている業務の分担の見直しや適正化を進めるため、「学校と教師の業務の3分類」を示しています。

https://www.mext.go.jp/content/20250929-mxt_syoto01-000044682_06.pdf

今までの学校や教師は、どちらかと言えば、本来であれば地域や保護者が担う方が適切な業務までも抱え込んでしまっていたところがありました。「地域とともにある学校づくり」を進める上でも、地域や保護者と適切な役割分担を行い、一緒になって学校運営を進めることが重要です。

《学校以外が担うべき業務》

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

《教師以外が積極的に参画すべき業務》

- ① 学校に対する調査・統計等への回答
- ② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ③ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ④ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑤ 校舎の開錠・施錠
- ⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑦ 校内清掃
- ⑧ 部活動

《教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務》

- ① 給食の時間における対応
- ② 授業準備
- ③ 学習評価や成績処理
- ④ 学校行事の準備・運営
- ⑤ 進路指導の準備
- ⑥ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

2. 教育委員会の取り組み

(1) 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

給特法第8条の規定に基づき、教師のサービスを監督する教育委員会は、業務量の適切な管理と健康・福祉を確保する措置を実施するための計画「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「計画」という。)を策定・公表し、計画の実施状況を公表することが義務付けられました。

市川市教育委員会では、本年5月に計画を策定しています。なお、計画には、休憩時間の確保に関する記載もあります。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/53407.pdf>

(2) 総合教育会議への報告

また、同条の規定に基づき、教育委員会は、市長が設置する「総合教育会議」に計画の内容やその実施状況を報告することが義務付けられました。

市川市教育委員会では、7月2日(木)に開催された令和8年度第1回総合教育会議で計画を報告しました。

3. 各学校の取り組み

(1) 「業務量管理・健康確保措置の実施についての基本的な方針」の作成

学校教育法第42条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校は、計画に適合する「業務量管理・健康確保措置の実施についての基本的な方針」(以下「方針」という。)の作成することが義務付けられました。

(2) 学校運営協議会の承認

また、同条の規定に基づき、学校運営協議会に方針の承認を得ることが義務付けられました。

多くの学校では、方針(案)を作成し、5～6月に開催された本年度の第1回学校運営協議会に提案しています。委員からの意見を踏まえ、地域や保護者の協力を得ながら、教師の働き方改革が進むことを期待しています。